

平成29年3月1日

# 大口町避難行動要支援者 支援体制マニュアル

# 目次

## はじめに

- (1) 大口町で想定される災害とは . . . . . 1
- (2) マニュアル作成の趣旨 . . . . . 1
- (3) マニュアルの位置づけ . . . . . 2

## 1 避難行動要支援者及び名簿の作成について . . . . . 2

## 2 避難行動要支援者登録制度について

- (1) 避難行動要支援者登録制度とは . . . . . 3
- (2) 地域支援者とは . . . . . 3
- (3) 同意者名簿への登録の流れ . . . . . 4

## 3 地域で行う日頃からの備え

- (1) 登録者の把握 . . . . . 6
- (2) 避難支援訓練の実施 . . . . . 6

## 4 地域で行う災害時の対応

- (1) 登録者への情報伝達 . . . . . 7
- (2) 登録者への安否確認 . . . . . 8
- (3) 登録者への避難誘導等 . . . . . 8
- (4) 災害による対応の違い . . . . . 10

## 5 大口町内の避難するところ及び指定避難所 . . . . . 11

## 6 避難時における支援

- (1) 避難所運営 . . . . . 11
- (2) 登録者の把握 . . . . . 11
- (3) 社会福祉施設等への搬送 . . . . . 11

(4) 登録者への相談体制の整備	12
(5) 個別相談の実施及び健康保険サービスの提供	12
(6) 登録者の特性に配慮した物資等の配布	12
(7) 登録者の支援	12
(8) 要支援者への支援	12

別表	13
----	----

様式	避難行動要支援者名簿登録票兼個別計画票	(様式1)
	避難行動要支援者同意者名簿	(様式2)
	避難行動要支援者同意者名簿受領書	(様式3)
	避難行動要支援者名簿返還届	(様式4)
	避難行動要支援者同意者登録変更通知書	(様式5)
	避難行動要支援者同意者登録取消通知書	(様式6)

## はじめに

### (1) 大口町で想定される災害とは

大口町では近年、大きな被害を受けるような災害は発生していませんが、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要があるとして、平成26年に南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されております。

大口町で予想される地震については、次のとおりです。

#### \* 大口町予想震度

- ・ 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震予測調査結果

(平成23～25年度実施より)

過去地震最大モデル      震度   5強

理論上最大想定モデル      震度   6弱

- ・ 愛知県東海・東南海地震被害予測調査(平成13～14年度実施)

養老-桑名-四日市断層      震度   5強

なお、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による推計結果(平成24年8月 内閣府報道発表資料より)では、大口町内で一部震度6強を表す箇所があります。

また、近年頻発する台風や集中豪雨などの風水害による甚大な被害も予想されます。

### (2) マニュアル作成の趣旨

この「大口町避難行動要支援者支援体制マニュアル」は地震及び風水害により、非常配備態勢が発令された場合を想定し、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などで、ひとりで避難することが困難な方(「避難行動要支援者」という。)のうち、主に支援を希望する方に対して、災害発生時の安否確認、避難誘導等の支援体制についてまとめたものです。

大規模な災害が発生した場合には、消防及び警察等の行政機関が活動しますが、これらの活動には限界があると思われれます。したがって、自主防災会、行政区(区長)、地域自治組織、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、地域包括支援センター(以下「関係支援団体」という。)やその他の地域のコミュニティによる助け合いが不可欠です。

町、関係支援団体、消防及び警察が、避難行動要支援者の情報をあらかじめ共有しておくことにより、迅速な支援活動を実施することができます。

このマニュアルは、地域のコミュニティによる災害時における支援体制

を確立し、誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりをめざした取り組みを進めるよう作成したものです。

### (3) マニュアルの位置づけ

大口町地域防災計画の中では、災害発生時には避難行動要支援者への特別な配慮や支援が重要であり、避難行動要支援者を守るための安全対策の一層の充実を図ることとされています。

具体的には、平常時からの所在情報の把握、安否確認及び避難誘導体制の整備等について策定することとなっており、その考え方に基つき、大口町地域防災計画を上位計画に位置付け、本マニュアルを作成したものです。

大規模な災害が発生した場合、避難行動要支援者の支援は家族や隣近所等地域住民の力によるところが大きくなっています。本マニュアルを活用することで、平常時から地域を中心として、避難行動要支援者や地域支援者が主体的に行動し、防災活動等に取り組めるような地域ぐるみの支援体制の確立をめざします。

## 1 避難行動要支援者及び名簿の作成について

平成18年3月に内閣府が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」において災害時要援護者の定義が定められ、その後平成25年6月の災害対策基本法の一部改正（以下、「改正災対法」という。）に伴い災害時要援護者の定義は、「災害時の要配慮者」となり、その要配慮者のうち、**避難行動要支援者**とは、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」とされています。

本町では、要支援者の範囲を以下のとおりとします。

#### <避難行動要支援者の範囲>

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ③ 介護保険制度の要介護2から5までの在宅の方
- ④ 身体障害者手帳1級から4級までの方
- ⑤ 療育手帳A判定及びB判定の方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の方
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ その他災害時に自力での避難が困難な方で、上記に準ずると町長が認める方

この範囲内で、本町の関係部局が把握する情報を基に、**避難行動要支援者**

名簿（以下「要支援者名簿」という。）を作成します。要支援者名簿は、町が保管し、定期的に更新します。なお、名簿の記載事項については、以下のとおりです。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

**※この名簿は、平常時は非公開ですが、災害発生時等または発生の恐れがある場合に限り、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると町が判断したときは、改正災対法に基づき、本人の同意を得ることなく、関係支援団体、消防及び警察に提供します。**

## 2 避難行動要支援者登録制度について

### （1）避難行動要支援者登録制度とは

町は避難行動要支援者支援体制の整備のため、要支援者名簿の情報に記載された要支援者のうち、このマニュアルの趣旨に賛同した方から、個人情報共有に係る同意を得た上で、事前の届け出により登録した名簿（「避難行動要支援者同意者名簿・様式2」、以下「同意者名簿」という。）を作成し、関係支援団体、消防及び警察に平常時に情報提供し、普段からの見守り、災害時の避難誘導等の支援を実施します。また、「同意者名簿」に登録した要支援者（以下「登録者」という。）の避難支援の際に必要な詳細情報を記載した個別計画票を併せて作成し、その情報を地域支援者（※）に提供します。

### （2）地域支援者とは

地域支援者とは、災害が発生したときに、登録者に対して災害の状況や指定避難所の開設状況などの避難情報の伝達、安否確認や状況に応じて避難するところ又は指定避難所（健康文化センター）への誘導を行う人です。

**原則として、あらかじめ避難行動要支援者が、隣近所の複数の人に依頼します。**なお、地域支援者は避難支援の実施に対して責任を伴うものではありません。

普段からのより良い近所付き合いを心がけ、その中で支援を行うもので

す。

また、地域支援者が見つからない場合は、各担当課で相談のうえ決定するものとします。そのうえで、最終的に見つからなかった場合は「地域支援者無し」で登録することも可能です。

### 地域支援者の活動

地域支援者は、次に掲げる支援を行います。

- ① 災害時における安否確認、救出活動、指定避難所（登録者は原則、健康文化センターへ避難）への避難誘導及び安否報告
- ② 前号の活動を容易にするための日常的な声かけ
- ③ 平常時における情報の確認及び変更の報告

### (3) 同意者名簿への登録の流れ

#### ① 避難行動要支援者の登録

登録を希望する方は、**避難行動要支援者名簿登録票兼個別計画票（様式 1。以下「名簿登録票」という。）**により、支援を受けるために必要な情報及び**地域支援者**を記載して町に届け出ます。

#### ② 情報の提供

町は、登録をした避難行動要支援者の情報について、原則として避難行動要支援者及び地域支援者に**名簿登録票の写し**を渡し、関係支援団体、消防及び警察には**同意者名簿（様式 2）**を提供します。（関係支援団体の内社会福祉協議会及び地域包括支援センター以外の団体は、担当する地域の同意者名簿を提供します。）

その際、関係支援団体、消防及び警察は、**避難行動要支援者同意者名簿受領書（様式 3）**を町に提出します。

なお、名簿により情報の提供を受けている人等が、支援する職を離れる等の理由により名簿が必要なくなり、かつ、名簿を引き継ぐ相手がいない場合は、速やかに名簿を町に返還するとともに**避難行動要支援者名簿返還届（様式 4）**を提出しなければなりません。

#### ③ 守秘義務

関係支援団体、地域支援者、消防及び警察は、避難行動要支援者の情報の取り扱いを以下のとおり行わなければなりません。

- 1 個人情報支援以外の目的で活用してはなりません。
- 2 支援上知り得た個人情報を漏らしてはなりません。また、支援する職を離れた後も同様とします。

3 提供を受けた同意者名簿は、施錠可能な場所で保管し、また、必要以上に複製してはいけません。

④ 名簿登録票等の変更及び取消

登録をした避難行動要支援者は、名簿登録票に記載された事項に変更が生じたときは、**名簿登録票（変更・様式1）**により町に届け出します。

地域支援者又は関係支援団体が、登録者の状況の変更を確認した場合も町に連絡します。

また、登録を取り消しする場合は、**名簿登録票（取消・様式1）**により、町に届出するものとします。

町は、地域支援者及び関係支援団体に**名簿登録票（変更・様式1）**を受け付けた場合は、**避難行動要支援者同意者登録変更通知書（様式5）**により変更事項を、**名簿登録票（取消・様式1）**を受け付けた場合は、**避難行動要支援者同意者登録取消通知書（様式6）**により取消事項を通知します。

⑤ 同意者名簿の追加及び変更

町は、同意者名簿に追加及び変更が生じた場合には、その都度名簿を更新し、年一回関係支援団体、消防及び警察に通知します。

⑥ 名簿登録票の提出先

**（健康文化センター）**

**健康生きがい課**：高齢者等（対象者（2P）の内、①～③に該当する方）

**妊産婦**（対象者（2P）の内、④～⑥に該当する方は除く）  
及び⑧に該当する方

**福祉こども課**：障がい者（対象者（2P）の内、上記高齢者等を除く④～⑥  
に該当する方）及び⑧に該当する方

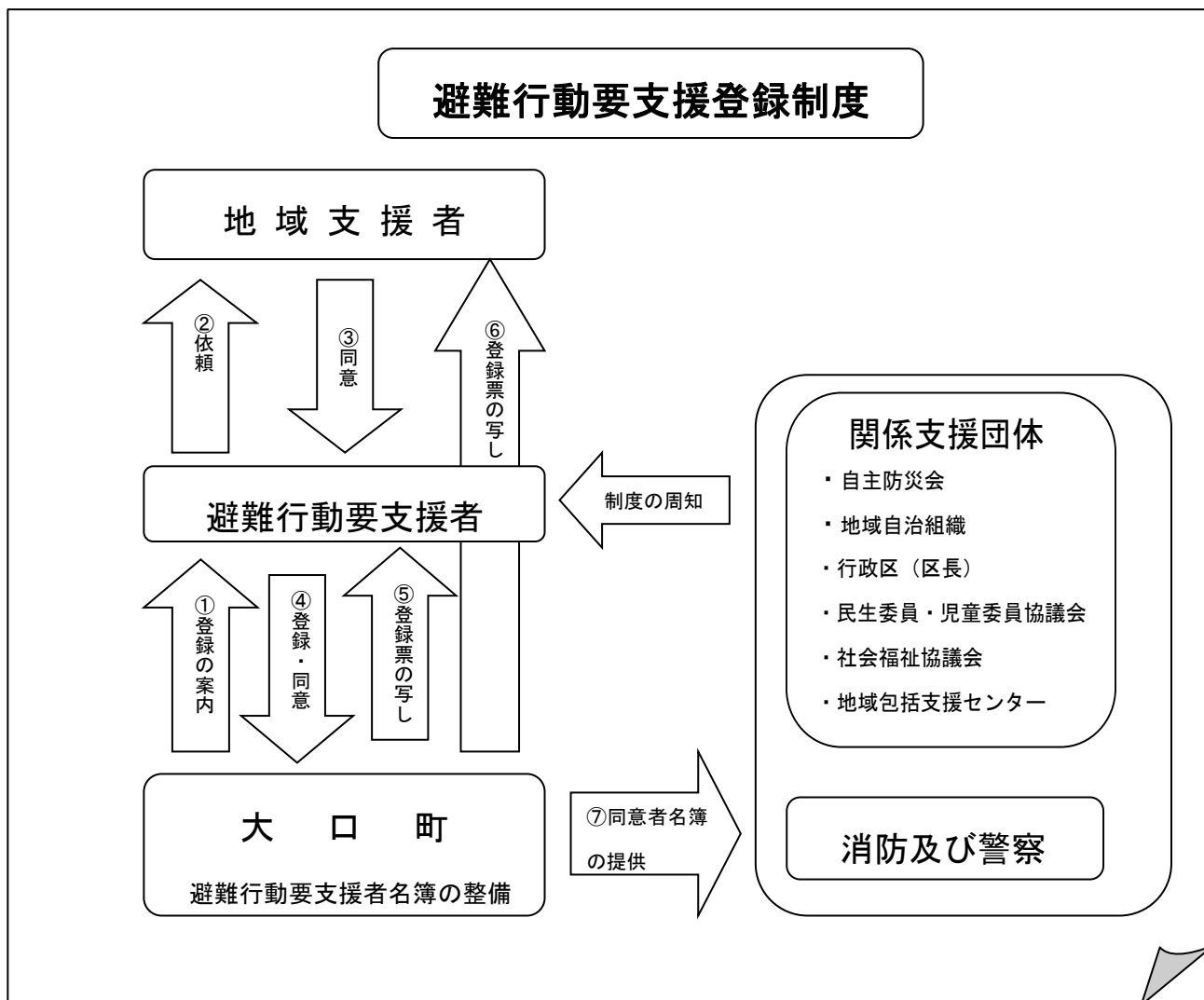
**（役場）**

**町民安全課**：全ての対象者

⑦ 登録をしていない人への登録の呼びかけ

制度への登録は、災害時に安否確認や避難誘導等の支援を早急に行うことを目的としており、必要な人に対して積極的に制度への登録を促していくことが重要であるため、随時、広報紙や広報無線及びホームページによって啓発を行うとともに、関係支援団体の協力も得ながら、周知を行います。





### 3 地域で行う日頃からの備え

#### (1) 登録者の把握

地域における支援体制づくりにとって最も重要なことは、登録者がどこに住み、どのような状況にあり、どのような支援が必要であるかという基本的な情報を提供された同意者名簿を基に、日頃から把握しておくことです。

#### (2) 避難支援訓練の実施

自主防災会、地域自治組織、行政区などの地域の関係支援団体は、消防署などの支援を得て防災訓練を実施し、登録者への情報伝達・避難誘導等をシュミレーションすることが重要です。

なお、防災訓練で必要なことは、登録者もできるだけ参加するよう呼び

かけ、指定避難所（健康文化センター）までの経路を実際に歩き、危険な場所等の確認を行い、安全な避難経路を確認することです。

また、防災訓練等を通じて点検・確認した内容の「防災マップ」を作成し、地域に配布するよう努めることで、防災意識を高めることが重要です。

## 4 地域で行う災害時の対応

### (1) 登録者への情報伝達

町では、災害が発生又は発生のおそれがある場合は、被災が想定される地域に対して次のような避難等に関する情報を広報無線、広報車等を通じて提供します。

表 避難勧告等の発令時の状況と住民等に求める行動

種 別	発令時の状況	住民等に求める行動
避難勧告準備 情報（要支援者 避難情報）	特に避難行動に時間を要する 避難行動要支援者が避難行動 を開始しなければならない段 階であり、人的被害の発生す る可能性の高まった状況	登録者は、地域支援者の支 援により、指定避難所（健 康文化センター）への避難 行動を開始します。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が 避難行動を開始しなければなら ない段階であり、人的被害 の発生する可能性が明らかに 高まった状況	通常の避難行動ができる者 は、指定避難所への避難行 動を開始します。
避難指示	人的被害の発生する危険が非 常に高いと判断された状況又 は被害が発生した状況	未だ避難していない対象住 民は、直ちに避難行動に移 るとともに、その暇がない 場合は生命を守る最低限の 行動をします。

※ 避難勧告等は、発令された時点で、状況に応じた早目の避難が必要です。また、災害は不測の事態も想定されます。指定避難所までの移動が危険な場合は状況に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することも必要です。

※ 台風などの災害により町内に被害が予想される場合、上記避難勧告等より先に指定避難所開設情報が出され、その際、地域支援者は登録者に連絡をとり、希望があれば指定避難所（健康文化センター）への避難行動を開始することができます。（自宅からの送迎は原則地域支援者の方に行っていただきます。）

(2) 登録者への安否確認

地震等の大規模な災害が発生した場合、地域支援者は、まず自分や家族の安全を確保したのちに、平常時に把握しておいた情報等を活用して登録者の安否を確認します。

安否確認の際の確認・点検項目は、次のとおりです。

[安否確認の際の点検項目]

ア 登録者が無事であるか

- ・怪我をしている場合等は応急手当をし、必要に応じて消防署・警察、関係支援団体へ応援を要請しましょう。
- ・不在の場合は、その旨を関係支援団体に連絡しましょう。

イ 火の始末、ガスの元栓をしめてあるか

- ・二次災害を防ぐためには確認が不可欠となります。

ウ 電気ブレーカーを落としてあるか

- ・停電が復旧した際に、漏電等により火災が発生する事があります。

エ 貴重品や薬、必要な装具等の非常持出品は準備できているか

(3) 登録者への避難誘導等

地域支援者は、登録者の安否確認ができれば、自力で避難することが困難な登録者に対して一時的に避難するところ又は指定避難所(健康文化センター)への避難誘導を行うこととなります。

避難誘導にあたっては、登録者の特性に応じた配慮が求められますので、必要に応じて、複数の近隣住民や自主防災会等の協力を得る必要があります。避難誘導の際の配慮事項の目安は別表(13～18ページ)のとおりです。

避難誘導後、地域支援者は安否確認を実施している自主防災会、地域自治組織、行政区などの地域の関係支援団体に安否報告を行います。

**※大規模災害発生時の登録者の具体的な避難支援体制については、次ページのイメージ図を参照してください。**

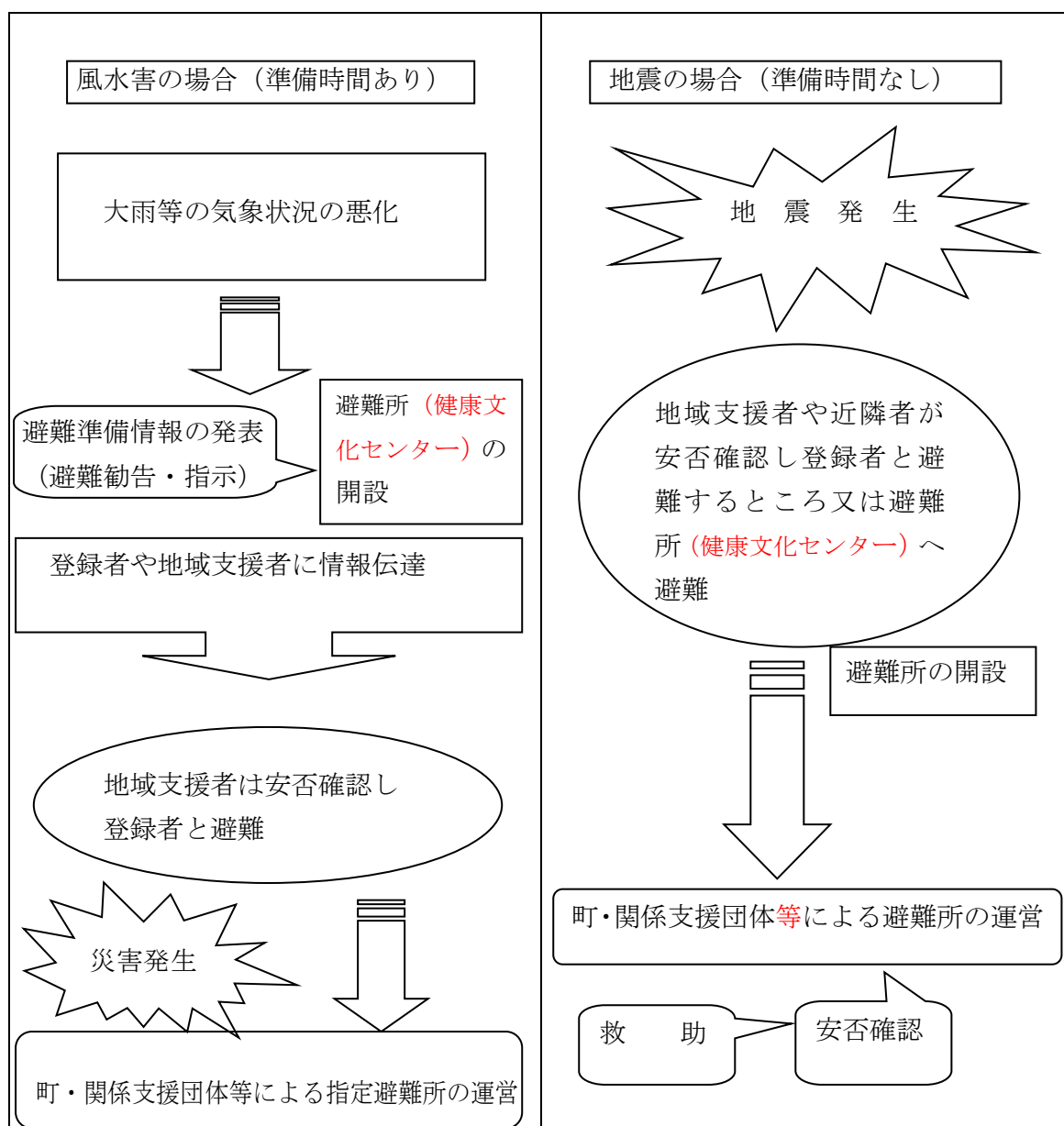
イメージ図

#### (4) 災害による対応の違い

風水害の場合と地震の場合では、避難支援の取組手順や対応は異なります。次の図のイメージのように、風水害の場合は、避難準備情報や避難勧告の発令で地域支援者による要支援者の避難行動が開始されるなど、事前の対応が可能です。

一方、地震などの突発的な災害の場合は、初動期の避難支援はいうまでもなく、状況によっては安否確認や被災者の救援活動が中心になることが考えられます。

登録者の支援に当たっては、こうした災害による対応の違いも知っておく必要があります。



## 5 大口町内の避難するところ・指定避難所

○避難するところ

登録時に決定した、町指定緊急避難場所等、身近にある安全で一時的な避難場所

○指定避難所・10か所  
(H29.3.1現在)

大口町健康文化センター(福祉避難所)

中央公民館 大口町民会館

大口町屋内運動場(旧大口北小学校)

大口南小学校 大口北小学校

大口西小学校 大口中学校

北保育園

さつきヶ丘防災センター(地域が開設する指定避難所)

※登録者の方は、原則大口町健康文化センターに避難します。

問合せ先 大口町役場 健康福祉部福祉こども課 電話94-1222  
健康福祉部健康生きがい課 電話94-0051  
地域協働部町民安全課 電話95-1966

## 6 避難時における支援

### (1) 避難所運営

災害時には、多くの被災者が避難所に避難して、しばらくの間、共同で生活することとなります。避難所での生活は、生活環境の急激な変化を伴うため、登録者にとっては過度のストレスが生じ生活そのものが困難な状況となる場合があります。このため、町は関係支援団体等と連携して、(状況により地域支援者の協力を得ながら)登録者に対して十分な配慮した避難所の運営につとめていきます。

### (2) 避難者(避難行動要支援者)の把握

町は関係支援団体と連携して、(状況により地域支援者の協力を得ながら)、登録者が避難所台帳登録の際に、健康状態、必要なサービス内容等を的確に記入できるように支援します。また、避難所台帳と名簿を照らし合わせて、安否の確認ができない人の所在の把握・確認に努めていきます。

### (3) 社会福祉施設等への搬送

町は関係支援団体と連携して、(状況により地域支援者の協力を得ながら)、避難所へ避難した登録者の状態を確認し、避難施設として協定を締結している社会福祉施設や医療機関への搬送を検討します。

### (4) 登録者への相談体制の整備

大口町健康文化センター内に避難行動要支援者総合窓口を設置し、総合

的な保健福祉に関する相談等を行います。スタッフは、健康生きがい課及び福祉こども課を中心として、社会福祉協議会及び地域包括支援センターの応援を得て人選します。

(5) 個別相談の実施及び保健福祉サービスの提供

地域支援者等を通じ避難行動要支援者総合窓口にて、相談依頼のあった避難行動要支援者に対し、健康生きがい課、福祉こども課、社会福祉協議会及び地域包括支援センターの専門職員が連携し、必要に応じ保健福祉サービスの提供ができるように努めます。

また、災害対策本部の情報に連動しながら状況を確認すると共に実態を把握します。

(6) 登録者の特性に配慮した物資等の配布

町は、日常的に使われている物資等が登録者の特性によって異なるため、相談窓口の設置や巡回相談等により登録者のニーズを把握し、登録者の特性に配慮した物資等の提供ができるように努めます。

(7) 在宅登録者の支援

発災後、自宅の安全が確認され自宅に戻った登録者に対しても、地域支援者は引き続き見守り活動を行い、健康状態、必要なサービス内容等の的確な把握・確認に努めます。

(8) 登録者以外の避難行動要支援者への支援

災害発生時または災害の発生の恐れがある場合に公開された避難行動要支援者名簿を基に、健康文化センターを含む各避難所に避難した登録者以外の避難行動要支援者についても、上記(1)から(7)の支援を町及び関係支援団体と共に実施します。

※ これらの支援活動は、限られた町の職員だけでは災害時の混乱した状況に十分対応することができないため、関係支援団体及び地域支援者等の協力が不可欠です。

別表

区 分	特 性	日ごろの備え	避難誘導における配慮事項
ア 65歳以上のひとり暮らしの方	○体力が衰え、行動機能が低下しているが、自力で行動できる。	○寝る場所は、倒れる物がなく、避難しやすい場所にする。 ○万が一の際の支援を、隣近所に依頼しておく。	○車イスやストレッチャー等の移動用具と援助者の確保
イ 75歳以上の高齢者のみの世帯の方			
ウ 介護保険制度の要介護2から5までの在宅の方	（寝たきりの方） ○自力で行動できない ○自分の状況を伝えることが困難。	○非常用持出袋（紙おむつ、携帯トイレ、ビニールシート、常備薬リスト等）を用意しておく。 ○日頃から、入れ歯や老眼鏡などは身の回りに置いておく習慣をつける。	○援助者が一人の場合、シーツや毛布の両端を結んだものにくるんでのせたまま引っ張って移動させる。
	（認知症の方） ○自力で危険を判断し、行動することが困難。 ○自分の状況を伝えることが困難。		



区 分	特 性	日ごろの備え	避難誘導における配慮事項
<p>エ 身体障害者手帳 1 級から 4 級までの方 (視覚障がい)</p>	<p>○視覚による状況の把握が困難 ○災害時には周囲の状況が一変するため単独での素早い避難行動が困難。</p>	<p>○非常用持ち出し袋等を常に一定にしておく。 ○避難進路(コース)の安全を確認しておく。 ○眼鏡、白杖(折りたたみ式等)時計(音声、触知式等)、緊急時の連絡先(点字メモ)、メモ用録音機、携帯ラジオ、常備薬等を非常用持出袋に準備しておく。 ○介助者不在時を想定し、隣近所などに支援を依頼しておく。 ○万が一の際の支援を、隣近所に依頼しておく。</p>	<p>○杖を持たない側の手で支援者の肘の上部をつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。 ○段差があるところでは、段の手前で立ち止まり、上がりか下がりかを伝え、段が終わる時は、立ち止まり段の終わりを伝える。 ○位置や方向を説明するときは、その方向を向かせて前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝え、離れている際には、その場から先の状況について説明する。</p>

区 分	特 性	日ごろの備え	避難誘導における配慮事項
<p>エ 身体障害者手帳1級から4級までの方 (聴覚障がい)</p>	<p>○外見では障がいの把握ができない。 ○音声による避難誘導の指示が認識できない。 ○視界外の危険の察知が困難であり、素早い行動が難しい。 ○聴覚障がい者の中には、文字の読み書きが難しい場合がある。 ○口話((こうわ)口の形で言葉を読み取ること。)ができる人がいます。</p>	<p>○補聴器、携帯電話等文字情報が得られる携帯端末は、常に手元に置いておく。 ○FAX緊急通報が受けれる場合には、FAXを設置しておく。 ○介助者不在の場合、特に夜間の睡眠中の情報伝達をどうするのかについて、家族や隣近所とあらかじめ決めておく。 ○予備の補聴器や携帯用会話補助装置、バッテリー、電池、筆談用具等を非常用持出袋の中など、すぐに持ち出せる場所に置いておく。</p>	<p>○手話や筆談で伝えることが多いが、伝わらない場合は、身振り、絵、図などを用いる。 ○伝えるだけでなく、理解できたか確認することも大切。 ○口話のできる人には、口がまっすぐに見えるように、ゆっくりはっきりと普通の声の大きさと話す。</p>

区 分	特 性	日ごろの備え	避難誘導における配慮事項
エ 身体障害者手帳1級から4級までの方 (肢体不自由)	○自立歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。	○寝る場所は、倒れる物がなく、避難しやすい場所にする。 ○万が一の際の支援を、隣近所に依頼しておく。 ○避難に備え、車イス、担架、毛布などを用意しておく。 ○車イスのタイヤの空気圧等を定期的に点検しておく。 ○非常用持出袋(紙おむつ、携帯トイレ、ビニールシート、常備薬リスト等)を用意しておく。	○車イスやストレッチャー等の移動用具と援助者を確保し移動用具がない場合、毛布などで作った応急担架で移動させる。
エ 身体障害者手帳1級から4級までの方 (内部障害)	○自立歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 ○人工透析など医療的援助や常時使用する医療機器(人工呼吸器、酸素ボンベなど)医薬品が必要、	保健所及び関係機関と調整し、連携して誘導、搬送方法を決めておく。	○常時使用する医療機器(機器によっては電気、酸素ボンベが必要)を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く、医療機関へ誘導、搬送する。 ○移動にあたっては、車イスやストレッチャー等の移動用具や援助者が必要

区 分	特 性	日ごろの備え	避難誘導における 配慮事項
オ 療育手帳A判定及びB判定の方	<p>○自力で危険を判断し行動することが困難。</p> <p>○急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。</p>	<p>○万が一の際の支援を、隣近所に依頼しておく。</p> <p>○非常用持ち出し袋等を常に一定にしておく。</p>	<p>○努めて冷静な態度で接し、本人を安心させて一人にしないこと。</p> <p>○発作がある場合は主治医や最寄の医療機関に相談する。</p> <p>○日頃から服用している薬があれば携帯する。</p>
カ 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の方	<p>○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。</p>	<p>○病名や日頃服薬している薬のリストを作成しておく。</p> <p>○かかりつけの医療機関と相談し、いざというときに支援を受けられる医療機関のリストを作成しておく。</p>	<p>○努めて冷静な態度で接し、わかりやすい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させて一人にしないこと。</p> <p>○不安から大声を発したり異常な行動をしても冷静に対応し、発作がある場合は主治医や最寄の医療機関に相談する。</p> <p>○日頃から服用している薬があれば携帯する。</p>

区 分	特 性	日ごろの備え	避難誘導における 配慮事項
キ 妊産婦	○行動機能が低下し、自力での避難が困難な場合がある。	○医療機関と相談し、いざという時に支援が受けられるような体制を確認しておく。 ・入院必要な物品の準備 ・緊急連絡先のリストの作成	○避難支援者が必要な場合がある。 ○医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。 ○産後の母子の安全な居場所の確保 ○産後必要なオムツやミルク、哺乳瓶等の確保